表示区分	等級記号
熱貫流率が2.33以下のもの	★★★★
熱貫流率が2.33を超え3.49以下のもの	★★★
熱貫流率が3.49を超え4.65以下のもの	★★
熱貫流率が4.65を超えるもの	★

(2)　1の表示事項は、別記様式のラベルの製品本体への貼付若しくは刻印又はカタログ、取扱説明書その他の製品とラベルとの対応関係が明らかな印刷物への印刷により、見やすい箇所に、容易にはがれない方法又は容易に消えない方法で表示すること。

附　則

この告示は、平成二十三年四月一日から施行する。

別記様式

ラベル



青。

白。

下地色で色抜き。

多段階評価の星の数を黄色で大きく塗りつぶして表示。

多段階評価の星のほか、可能な場合には、熱貫流率の数値を併せて表示。

製品本体に貼付する場合には、縦3cm×横5cm以上とする。

窓の断熱性に係る品質を保証する製造事業者等の氏名若しくは名称又は商標その他の当該製造事業者等を特定するに足りる事項を表示。

○国土交通省告示第五百二十八号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成二十二年五月二十四日

国土交通大臣　前原　誠司

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

小野谷川

二　砂防法第二条の土地の表示

イ　次に掲げる土地並びにこれらの土地に接する河川及び道路の内その接している区間の河川敷及び道路敷

兵庫県丹波市氷上町小野字奥山

五七四番一

一〇二五番

一〇二七番から一〇三三番まで

一〇三四番及び一〇三五番

一〇三五番一

一〇三六番から一〇四一番まで

一〇五一番

一〇五三番

一〇五三番一

一〇五四番から一〇五八番まで

一〇六〇番一及び一〇六〇番二

ロ　次に掲げる土地に存する標柱一号から五号までを順次結んだ線及び標柱一号と五号を結んだ線に囲まれた土地の区域（イに掲げる土地の区域を除く。）

兵庫県丹波市氷上町小野

字宮ノ本　五七〇番　一号

五六九番一　二号

字奥山　一〇二五番　三号及び四号

字奥山口　五七四番地先道路　五号

ハ　次に掲げる土地に存する標柱一号から十七号までを順次結んだ線及び標柱一号と十七号を結んだ線に囲まれた土地の区域（イに掲げる土地の区域を除く。）

兵庫県丹波市氷上町小野

字宮ノ本　五五九番二　一号及び二号

五六〇番　三号及び四号

五六一番　五号及び六号

七号から十号まで

五六八番　十三号及び十四号

五七〇番一　十五号から十七号まで

字奥山　一〇二八番　十一号及び十二号

○国土交通省告示第五百二十九号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成二十二年五月二十四日

国土交通大臣　前原　誠司

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

城ノ川

二　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地並びにこれらの土地に接する河川及び道路の内その接している区間の河川敷及び道路敷

兵庫県丹波市山南町小野尻字城谷

二〇三〇番一及び二〇三〇番二

二〇三〇番二地先無番地

二〇三〇番三

二〇三二番から二〇五四番まで

二〇五五番一から二〇五五番三まで

二〇五六番一及び二〇五六番二

二〇五七番

二〇五八番一から二〇五八番五まで

○国土交通省告示第五百三十号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成二十二年五月二十四日

国土交通大臣　前原　誠司

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

八幡宮谷川

二　砂防法第二条の土地の表示

イ　次に掲げる土地及びこれらの土地に接する道路の内その接している区間の道路敷（平成十五年国土交通省告示第千五百五十五号で指定した第一号に掲げる土地の区域を除く。）

京都府相楽郡笠置町大字切山

小字桜傍示　一番及び二番

七番及び八番

一九番及び二〇番

二三番及び二四番

二四番地先無番地

二五番

二五番地先無番地

小字平ラ　一番一

三番

七番から一三番まで

小字京通　一七番

一九番

二五番

小字神筋　二番

四番

六番乙

七番

一一番から一三番まで

三一番

ロ　次に掲げる土地に存する標柱一号から三十五号までを順次結んだ線及び標柱一号と三十五号を結んだ線に囲まれた土地の区域（イに掲げる土地の区域を除く。）

京都府相楽郡笠置町大字切山

小字稲葉　一八番　一号及び二号

小字新田　七番　三号

三番二地先道路敷　四号

三番二　五号

二番　六号

一番　七号

小字安森　一番　八号

六番　九号

一二番　十号

一三番　十一号

小字神筋　三〇番　十二号から十五号まで

六番　十六号及び二十号

六番地先道路敷　十七号

二〇番　十八号及び十九号

四番　二十一号及び二十二号